

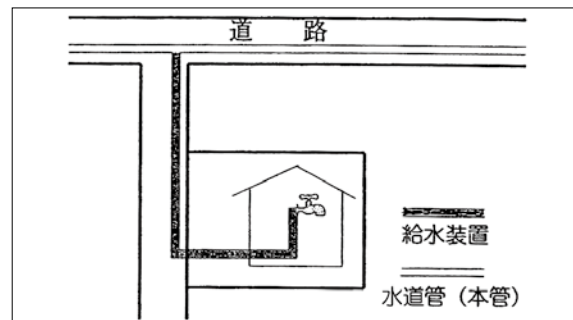
冬を 迎える 前に…



水道本管以外の修理は各戸負担となります

今年も冬将軍が近づいて来ています。冬場に長期間留守にしたり、外気温が氷点下になったりすると、水道が凍結しやすくなります。屋外や北側で日が当たらない場所、風当たりが強いところ、むき出しになっている水道管などは、特に凍結に注意が必要となります。

例年、漏水や凍結が発生するとお問い合わせがありますが、町が敷設した水道管(本管)から各家庭や事業所までの間(給水装置)で漏水や修繕が発生した場合は、各戸の負担になります。



水道工事は町指定の「指定給水装置工事事業者」で行ってください

水道工事は、ごく簡単な修理(例・パッキンの取り換え)など、給水装置の末端に設置されている部品の取り換え以外の水道の給水工事については、「水道法」の規定により町長が指定した「指定給水装置工事事業者」以外はできないこととなっています。

町で指定している給水工事が実施できる事業者は右の表のとおりですので、ご確認ください。

町では、水道料金算定のための検針時に、前月と比較して概ね2倍以上の使用水量があった場合、漏水調査に伺っています。調査により漏水の発生があった場合は、1カ月以内に漏水の修理を行っていただきます。

本管から給水装置(蛇口まで)の間で、破損などによる漏水が発生した場合、1カ月以内に修理を行わないときは、漏水による水道料金も含めてお支払いをしていただくこととなります。

なお、修理期限については、冬期間に家の外で漏水が発生し、地面の凍結などで工事ができない場合は、水道課から修理をしていただく期限をお知らせしますので、期限内に修理を行ってください。

また、各家庭などにおいて漏水を発見し、修理を水道業者に依頼された場合には、役場水道課にも必ず、ご連絡をお願いします。

弟子屈町指定給水装置工事事業者(登録番号順)

指定店名	住 所	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
株協和建設	高栄1-2-2	482-2369
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
東陽設備(有)	大空町東藻琴392-14	0152-662753
大倉工業株	釧路市光陽町6-6	0154-245176
株共立	釧路市松浦町11-3	0154-220808
総合設備株	釧路市入江町7-27	0154-253116
太平洋設備株	釧路市春採5-16-17	0154-463474
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154-362325
第一水道工業株	釧路市入江町8-5	0154-233414
株竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153-772144
協和建設工業株	別海町別海旭町131	0153-752240
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西1-10-8	0154-373178
鋼管建設工業株	美里4-1-20	482-4217
東亜産業株	釧路市川端町6-12	0154-259801
株近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
株大栄電業	泉4-10-3	482-2677
株佐藤建設工業	高栄2-9-12	482-2357
株ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154-310039
明盛建設株	桜丘3-1-6	482-1477
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20-1	0153-762626

問い合わせ先/役場水道課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

冬期間の暖房費を助成します

弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業」を実施します。

助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

□助成の対象

11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- 高齢者世帯…11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
- 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
身体障害者手帳1級、および2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯

□対象とならない場合

- 施設入所している方だけの世帯
- 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
- 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
- 生活保護を受けている世帯

※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□助成の内容

町内の契約業者で灯油などを購入できる『福祉灯油等購入券』(灯油20リットル分×5枚)を交付します。

石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

□申請方法

申請は11月4日(火)から平成27年2月2日(月)まで受け付けします。

助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

灯油以外の暖房燃料による申請の際には、書類の添付が必要となる場合があります。

□申請・問い合わせ先

- 役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

11月は虐待防止推進月間

「児童虐待の防止等に関する法律」では「何人も児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待の禁止)」と定められています。また、虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務付けられています。

▶児童虐待とは

- 身体的虐待/殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、など。
- 性的虐待/子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など。
- ネグレクト(育児放棄)/家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など。
- 心理的虐待/言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、など。

通告者のプライバシーは法律で保護されています。あなたの気づきによって、大切な命が守られることがあるかもしれません。見つけたときは、勇気を出して最寄りの児童相談所や役場、民生委員、児童委員にお早めにご連絡ください。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら あなた自身が出産や子育てに悩んでいたら 子育てに悩む親がいたら 下記まで

連絡・相談先

釧路児童相談所 ☎ 0 1 5 4 ② 3 7 1 7・児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 0 0 0
役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)